

はじめに

本計画について

目的と役割

- 都市づくりの方向性を一体的かつ総合的に示す。
- 土地利用の方向性や都市づくりの考え方を示す。（都市マス）
- 都市機能の誘導方針を示す。（立適）

目標年次

- 現行計画を引き継ぎ、令和8年度から令和17年度までの10年間

改訂にあたって・市の現況

- 上位関連計画の改定
- 社会情勢の変化
- 人口減少、少子高齢化、中心市街地の衰退、調整区域の過疎化が進行
- 防災、事前復興の取組ニーズの高まり
- 調整区域の土地利用に関する住民意向 等

改訂内容

市街化調整区域等における既存集落の維持

産業促進観光リゾート等のゾーニング

事前復興まちづくりを想定した土地利用のあり方

都市づくりの課題

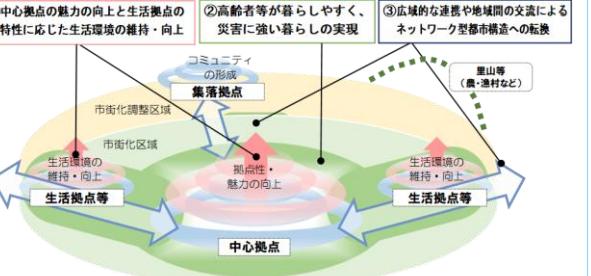
- ① 抱点再生による都市機能の再編と活性化
- ② 稼ぐ都市づくりに資する産業・観光の土地利用戦略
- ③ 子どもファーストの居住環境・生活環境整備
- ④ 既存集落の再生と持続可能な生活環境の確保
- ⑤ 防災・事前復興を踏まえた安全な土地利用の実現

第1章 まちづくりの方向性

まちづくりのテーマ 持続的成長の都市づくり

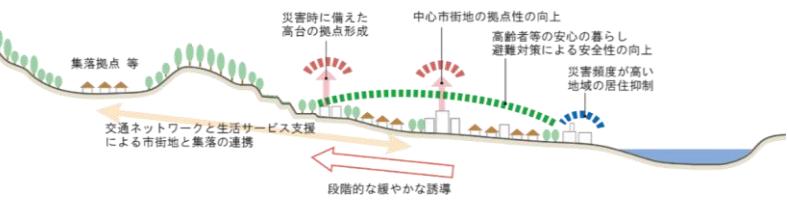
- 防災性の高い都市空間を基盤しながら、日向市駅周辺を核とするにぎわい抱点と市内各地域を、公共交通・道路・情報基盤によって結びつける都市構造をめざす。
- 都市と集落がバランスよく連携し、安心して住み続けられる居住環境と回遊性の高い市街地を両立させることで、持続可能なコンパクト都市を形成する。

都市の骨格構造のイメージ



- 目標**
- ① コンパクトで魅力ある交流拠点としての発展
 - ② 安全で安心な居住環境の形成
 - ③ 安らぎを与える都市環境の創造

将来都市像『拠点性・安全性を高める持続可能な都市構造の形成』



方針

- ① 日向市駅周辺のポテンシャルを活かした活性化と若者世代の定住安全で安心な居住環境の形成
- ② 市民が安全に安心して暮らすことができる居住環境づくり
- ③ 市街地と集落をつなぐ交通ネットワークと他分野と連携した生活サービス支援

※第4章立地適正化計画の方針にも反映

将来都市構造

拠点

- 都市機能や生活機能が集積する場所として、市民生活や地域活動を支える役割を担う拠点を位置づけ、役割分担と機能強化を図る。

軸

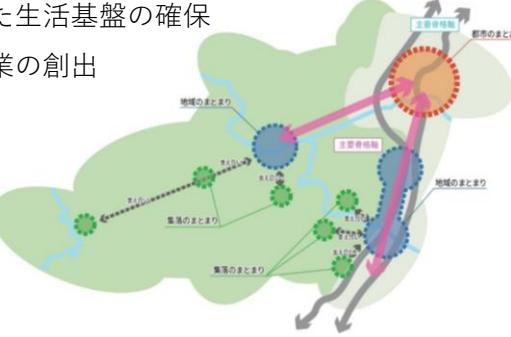
- 拠点同士や地域を結ぶ交通・交流の骨格として、道路や公共交通などの軸を位置づけ、移動の円滑化と都市の連続性を確保する。

ゾーン

- 土地利用や地域特性に応じたゾーンを設定し、住環境の保全、産業の振興、自然環境の維持など、調和のとれた土地利用を誘導する。

都市計画区域外の考え方

- 持続可能な集落の維持に向けた生活基盤の確保
- 地域資源を活かした交流・産業の創出
- 空き家・空き地等の利活用を通じた集落再生の促進
- 歴史的景観や自然環境の適切な保全
- 主要拠点の機能強化と地域連携の推進



土地利用の考え方

- 既成市街地内における機能更新や有効活用による土地の高度利用、市街地における土地利用の整序、市街地の拡大抑制を基本に、適正な規制と誘導を行う。



[土地利用区分]

都市的土地利用

居住推進ゾーン
低層住宅ゾーン
中高層住宅ゾーン
一般住宅ゾーン

都市機能誘導ゾーン
中心商業ゾーン
地域商業ゾーン
沿道複合(商業系)ゾーン

工業ゾーン
港湾業務ゾーン
一般工業ゾーン
沿道複合(工業系)ゾーン

地域振興拠点誘導地区

自然的土地利用

農業ゾーン
農業振興ゾーン
集落ゾーン

森林ゾーン
海岸保全ゾーン
親水ゾーン

市街化調整区域の考え方

- 新たな市街地形成の場とはせず、農地や自然環境、基幹産業の保全を基本しながら、既存集落における暮らしや地域活動が将来にわたり受け継がれる地域として位置づける。
- 特に市街地に近接する集落については、その立地特性を活かしつつ、無秩序な開発を抑制し、一定のルールの下で新たな世帯の受け入れも含めた戦略的・計画的な集落形成を図る。
- 経済・自治・文化・生活が持続可能な形で営まれ続ける集落の維持・再生を目指す。

将来ビジョン 市街化を抑制しつつ、既存集落を戦略的に維持・再生する地域

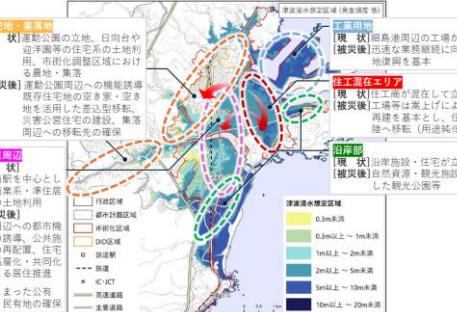
土地利用の基本方針

- ① 市街化の抑制
- ② 集落内更新の許容と外縁拡散の抑制
- ③ 基幹産業・自然環境との調和
- ④ 他施策との連携による集落維持

都市計画法に基づく開発許可制度により適切にコントロール 等

津波被災を想定した土地利用・土地活用の考え方

- 復興時に活用できる土地（官民）の確保
- 幹線道路沿線における柔軟な土地利用
- 大王谷地区周辺における避難・復旧拠点としての機能確保
- 安全な高台住宅地に段階的に居住を誘導



第2章 分野別まちづくり構想

分野	施策
①道路・交通施設	広域幹線道路の整備／主要幹線道路の整備／幹線道路の整備／補助幹線道路の整備／生活道路の整備／歩行空間の整備／交通拠点の整備／公共交通機関の充実
②公園・緑地	公園・緑地の配置／公園・緑地の整備／都市緑化
③上下水道・河川	水道の安定供給の確保／持続可能な下水道施設等の整備／河川の整備
④住宅・宅地整備	公営住宅のストック活用／高齢者や子育て世代に配慮した住宅整備／良好な住環境の整備／自然にやさしい住宅・宅地整備
⑤公共公益施設 (建物系) 等	ごみ処理対策／学校施設の充実／行政施設の充実／スポーツ施設の整備
⑥産業	第1次産業基盤の形成／第2次産業基盤の形成／第3次産業基盤の形成
⑦都市防災	不燃化・耐震化の推進／避難路・避難場所の整備／土砂災害対策の推進／情報収集・伝達体制の確立／災害予防対策の推進／災害応急対策の充実／地震・津波防災の対策の推進
⑧都市自然環境 の形成	自然環境の保全／都市環境の形成
⑨景観	自然の景観／歴史・文化の景観／街並みの景観／活動の景観
⑩福祉	公共インフラの整備
⑪歴史文化	文化の再創造
⑫市街地整備	人口集中地区の整備／中心市街地の整備（日向市駅周辺）／人口集中地区以外の区域の整備／港湾地区の整備（重要港湾細島港）

第3章 地域別まちづくり構想

地域	将来目標
①梶木大王谷地域	運動公園を核とした自然環境と共生するまち <ul style="list-style-type: none"> 大王谷運動公園を拠点とした周辺緑地と水辺空間のネットワーク化を図ります。 亀崎地区及び住宅団地周辺の良好な住環境の保全を図りつつ、水辺空間の利用増進を推進します。 自然環境との共生を推進し、活気あるまちづくりを図ります。
②細島地域	人と海が融合し資源を活用した活気あふれるまち <ul style="list-style-type: none"> 細島商業港の漁港としての機能を強化します。 「海の駅」を活用した回遊・滞在型観光の振興を図ります。 細島工業港は港湾機能並びに流通業務機能の強化を促進します。 日向岬を中心に観光レクリエーションの拠点地区として位置づけします。
③日知屋地域	良好な居住環境と自然景観を一体的に保つまち <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途純化を一層高め、住環境の向上を図ります。 住環境の保全と景観整備を統一的に図ります。
④中心市街地地域	日向圏域の生活・文化が交流する賑わいのあるまち <ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途純化を一層高め、住環境の向上を図ります。 住環境の保全と景観整備を統一的に図ります。
⑤富高塩見地域	営農活動と調和した閑静な居住環境を創造するまち <ul style="list-style-type: none"> 住宅地の整備を行い、快適な住環境を推進します。 農用地等の保全・整備を図り、良好な営農活動を促進します。
⑥財光寺東地域	スポーツと自然を活かし住工調和型を促進するまち <ul style="list-style-type: none"> 住環境とも環境面で調和を図りつつ、住工調和型のまちづくりを推進します。 排水整備や面整備等による生活基盤の強化を図り、本地域にふさわしいまちづくりを進めます。 国道10号の4車線化とその周辺の施設整備を図ります。 お倉ヶ浜総合公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備します。
⑦財光寺西地域	快適かつ機能的で良好な居住環境を備えたまち <ul style="list-style-type: none"> 生活に便利な施設を備えた住宅地の整備を行い、新しい住環境の形成を推進します。 農用地の保全・整備を図り、良好な営農活動を推進します。 東九州自動車道を活かした日向インターチェンジ周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。
⑧平岩地域	快適かつ機能的で良好な居住環境を備えたまち <ul style="list-style-type: none"> 「海の駅」を活用した回遊・滞在型観光の振興を図ります。 細島工業港は港湾機能並びに流通業務機能の強化を促進します。 日向岬を中心に観光レクリエーションの拠点地区として位置づけします。

